

# 喜多方地方定住自立圏プロモーション

## 業務公募型プロポーザル実施要領

### 1 目的

喜多方地方定住自立圏を構成している喜多方市（以下「当市」という。）、北塩原村及び西会津町（以下「3市町村」という。）が連携して実施する、東京電力福島第一原子力発電所事故及びALPS処理水の海洋放出に伴い懸念されている風評被害の防止、風評払しょくのための業務を委託する優先交渉者を決定するに当たり、当該業務の実施効果の最大化に寄与するため、この要領の定めるところにより、公募型プロポーザルを実施する。

### 2 業務の概要

#### (1) 件名

喜多方地方定住自立圏プロモーション業務

#### (2) 業務内容

- ① 動画媒体を活用したプロモーション
- ② 動画視聴者を対象とした参加型企画
- ③ 上記2(1)に関する業務報告書の作成及び納品

※ 詳細は「喜多方地方定住自立圏プロモーション業務仕様書」を参照のこと。

#### (3) 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

#### (4) 提案上限額

9,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

【提案上限額の内訳（消費税及び地方消費税を含む）】

当市 3,000,000円

北塩原村 3,000,000円

西会津町 3,000,000円

※本件業務に係る一切の費用を含んだ価格提案とすることに留意すること。

※提案金額を3等分した際に円単位の端数が生じる場合は、当市の負担とする。

### 3 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

- (3) 本件に係る公告日から委託業者の決定までの間に、3市町村のいずれの市町村からも競争入札参加者の指名停止処分を受けていないこと。
- (4) 国税及び地方税に滞納がない者であること。
- (5) 役員等が喜多方市暴力団排除条例（平成24年喜多方市条例第32号）第2条、北塩原村暴力団排除条例（平成23年12月15日条例第13号）第2条、及び西会津町暴力団排除条例（平成23年12月16日条例第9号）第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団員等に該当しないこと。
- (6) 過去5年以内（令和3年度から令和7年度までの間）に、元請けとして国の機関又は他の自治体において本業務と同種又は類似業務の受託実績を有するものであること。

#### 4 スケジュール

##### (1) 全体スケジュール（予定）

| 令和8年   |   |    |      |   |   |    |    |    | 令和9年 |   |      |
|--------|---|----|------|---|---|----|----|----|------|---|------|
| 4      | 5 | 6  | 7    | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1    | 2 | 3    |
| 公告     |   |    | 事業実施 |   |   |    |    |    |      |   |      |
| 受付・プロポ |   |    |      |   |   |    |    |    |      |   | 事業報告 |
|        |   | 契約 |      |   |   |    |    |    |      |   |      |

##### (2) プロポーザルに係るスケジュール

- ① 募集公告 令和8年4月2日（木）
- ② 質問書受付期限 令和8年4月9日（木）正午まで
- ③ 質問に対する回答公表 令和8年4月13日（月）（予定）
- ④ 参加申込書受付開始 令和8年4月13日（月）
- ⑤ 参加申込期限 令和8年4月20日（月）正午まで
- ⑥ 参加資格審査結果の通知 令和8年4月22日（水）（予定）
- ⑦ 提案書提出期限 令和8年5月11日（月）正午まで
- ⑧ 事前審査の結果通知 令和8年5月13日（水）

※⑥において当市が参加資格を有すると通知する者が3者を超えている場合は、8の(4)で定める評価項目、評価事項及び配点により事前審査を行い、プレゼンテーションに参加する3者を決定し、プレゼンテーションへの参加の可否を通知する。

- ⑨ プレゼンテーションの実施 令和8年5月18日（月）（予定）
- ⑩ プレゼンテーション結果の通知 令和8年5月21日（木）（予定）

⑪ 契 約 締 結 令和8年6月2日（火）（予定）

5 参加表明・提案書提出

本件プロポーザルに参加しようとする者は、本市ホームページより各様式をダウンロードし、以下により関係書類を提出すること。

(1) 提出書類

- ① 参加資格・提出書類チェックシート（様式第1号）
  - ② 参加表明書（様式第2号）
  - ③ 企業概要書（様式第3号）
  - ④ 類似業務実績調書（様式第4号）
  - ⑤ 業務従事予定者実績調書（様式第5号）
  - ⑥ 提案書（任意）
  - ⑦ 価格提案書（様式第6号）
  - ⑧ 法人又は個人の公的証明書（商業登記簿事項証明書等）
  - ⑨ 納税証明書（国税及び市税に係る未納税がないことを確認できるもの）
  - ⑩ 暴力団等排除措置対象者照会に係る同意書
  - ⑪ 財務諸表等
- ①～⑦ 全ての参加希望者必須
- ⑧～⑪ 喜多方市工事等請負有資格者名簿に登録されていない者のみ必須

(2) 提出期限

- ① 5の(1)に記載の①～⑤及び⑧～⑪ 令和8年4月20日（月）正午まで  
※⑧～⑪喜多方市工事等請負有資格者名簿に登録されていない者のみ必須
- ② 5の(1)に記載の⑥及び⑦ 令和8年5月11日（月）正午まで

(3) 提出方法 電子メールによる

(4) 提出部数 正本データ1部、副本データ1部（5の(1)④、⑥、⑦のみ）

公正な審査環境を担保するため、審査委員(当市職員等)には提案者名を伏せてプレゼンテーションを実施するため、プレゼンテーションで使用する5の(1)④、⑥、⑦の書類の副本からは提案者（企業等）の称号や名称等、提案者の特定や推察が可能となる情報は削除または、黒塗りする等の加工を施すこと。

(5) 提案書の作成要領

提案書は任意様式とするが、おおむね次に掲げる評価項目に沿って作成すること。

- ① 会社概要、請負実績における特記事項  
様式第3号から様式第5号に記載の事項以外の特記事項について記載すること。
- ② 本件業務における取組の詳細  
3市町村の観光、物産、移住定住等に関する魅力を整理した上で、本件業務仕様書に記載している要件に沿って、具体的な取組内容を記載すること。その際、以下の事項は必ず記載すること。  
ア 動画媒体を活用したプロモーション  
(ア) 媒体に関わらず記載するもの

- ・媒体名
- (イ) テレビ番組の場合に記載するもの
  - ・テレビ局名、放送対象地域、番組名
  - ・起用するタレント名及びその理由
  - ・インターネット動画配信サービスでの配信有無
  - ・番組数
  - ・番組分数
  - ・広告
  - ・福島県内での放送意向（採点の対象外）
- (ウ) 動画の場合に記載するもの
  - ・タレントやインフルエンサー名及び起用する理由
  - ・動画を公開する媒体
  - ・YouTube及びSNS以外の動画配信サービスでの配信の有無
  - ・動画本数
  - ・動画分数
  - ・ウェブ広告

#### イ 視聴者参加型企画

- (ア) 開催回数
- (イ) 内容

##### 【例】モニターツアーの実施の場合

当日の行程、参加者の募集方法、参加料金等、3市町村それぞれの東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故からの復興や風評の払拭に関する取組並びに3市町村を始めとする福島県産の食材の安全性の情報を紹介する具体的なイメージ。

- (ウ) 開催時期

- ③ 自由提案
- (6) その他の注意事項
  - ① 目次及びページ数を付すこと。
  - ② 30ページ程度とすること。

## 6 質問書の提出

実施要領及び仕様書に対する質問は、以下により行うものとする。

- (1) 様式 質問書（様式第7号）による。
- (2) 提出方法 電子メール（kikaku@city.kitakata.fukushima.jp あて）による。  
※タイトルを【定住自立圏プロモ：質問書】とすること。
- (3) 質問書受付期限 令和8年4月9日（木）正午まで

- (4) 質問書に対する回答 令和8年4月13日(月)を目途に電子メールにより返信するとともに、本市ホームページに掲載する。

## 7 プレゼンテーションの実施

- (1) 実施日 令和8年5月18日(月) ※予定
- (2) 時間 午前9時から正午までの間で本市が指定する時間(準備、撤去及び質疑応答の時間を含み45分程度とする。ただし、委員からの質疑の状況によって時間は前後する場合がある。)
- (3) 場所 喜多方市役所3階第1会議室
- (4) 出席者
- ① 3市町村：審査委員会委員 6名程度
  - ② 提案者：3名まで
- (5) その他
- ① 事前に提出される書類以外の資料を用いてのプレゼンテーションは認めないものとする。ただし、プレゼンテーションにおいて動画を使用する場合は、提案書の提出期限までに動画データを提出し、かつ、提案者(企業等)の称号や名称等、提案者の特定や推察が可能となる情報が含まれていない場合に限り、動画の再生を認めるものとする。
  - ② 必要に応じマイク、プロジェクター、スクリーン、HDMIケーブルは本市で準備する。PC及び電源ケーブルその他プレゼンテーションに必要なものは参加者が準備すること。
  - ③ PCの庁内のネットワークへの接続は許可しないため、素材等についてはスタンドアロンのPCに格納するなどの措置を講じておくこと。なお、Wi-Fiルーター等の通信端末の持ち込み、使用は認めるものとするが、通信環境を保証するものではないことに留意すること。
  - ④ 審査委員(3市町村職員)には提案者名(企業名等)を伏せてプレゼンテーションを実施することから、企業名を特定できる発言はしないこと。また、服装(社章やネクストラップ等)及び当日持ち込むPC等の物品についても留意すること。

## 8 優先交渉権者の決定

- (1) 提出書類及びプレゼンテーションの内容の審査を経て、最も高い評価を獲得した者を優先交渉権者として決定する。
- (2) 優先交渉権者決定後、提案内容を基本として契約内容について協議の上、3市町村と優先交渉者の間においてそれぞれ契約を締結する。
- (3) 審査結果については、参加者に通知するとともに、本市ホームページ上で公表する。この場合において、次点以降の者の順位は明確にしない。
- (4) 評価項目、評価事項及び配点の目安はおおむね次のとおりとする。

| 評価項目   | 評価事項                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 配点     |
|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 類似業務実績 | 類似業務実績調書の内容を評価                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 120点   |
| 提案内容   | <p>提案書内容及びプレゼンテーションの内容を5(5)②～③の事項に即して評価</p> <p>※テレビ番組又は動画のいずれかを1,200点満点で評価する</p> <p><b>【テレビ番組の場合の評価項目】</b></p> <p>①テレビ局名、放送対象地域、番組名</p> <p>②起用するタレント名及びその理由</p> <p>③インターネット動画配信サービスでの配信有無</p> <p>④番組数</p> <p>⑤番組分数</p> <p>⑥広告</p> <p>⑦視聴者参加型企画の開催回数</p> <p>⑧視聴者参加型企画の内容</p> <p>⑨視聴者参加型企画の開催時期</p> <p>⑩自由提案</p> <p><b>【動画の場合の評価項目】</b></p> <p>①タレントやインフルエンサー名及び起用する理由</p> <p>②動画を公開する媒体</p> <p>③YouTube及びSNS以外の動画配信サービスでの配信の有無</p> <p>④動画本数</p> <p>⑤動画分数</p> <p>⑥ウェブ広告</p> <p>⑦視聴者参加型企画の開催回数</p> <p>⑧視聴者参加型企画の内容</p> <p>⑨視聴者参加型企画の開催時期</p> <p>⑩自由提案</p> | 1,200点 |
| 価格     | 価格提案書の内容を評価                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 120点   |
| 計      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 1,440点 |

## 9 失格

- (1) 提出書類が期限内に提出されなかった場合

- (2) 提出書類の内容に虚偽があった場合
- (3) 正当な理由なく、プレゼンテーションに欠席した場合
- (4) 本件業務に係る契約締結までの間に参加資格を満たさないこととなった場合
- (5) 審査の公平性に影響を与える行為をした場合

## 10 その他

- (1) 本件プロポーザルへの参加・提案に要する一切の費用（提案書作成・提出に要する費用、プレゼンテーションの資料作成・出席に要する費用その他）は、参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類（電子データを含む）は、返却しない。
- (3) 本市において、提出された書類は本件業務以外の目的に使用しない。
- (4) 提出された書類は、喜多方市情報公開条例（平成18年喜多方市条例第12号）、北塩原村情報公開条例（平成20年3月18日条例第1号）及び西会津町情報公開条例（平成11年12月14日条例第17号）の規定に基づき原則開示することがある。
- (5) 本件プロポーザルへの参加・提案は、1者につき1件に限る。
- (6) 作成・提出する書類に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。

## 11 書類提出先・問い合わせ先

喜多方市企画政策部企画調整課 佐藤

〒966-8601 喜多方市字御清水東7244番地2

T E L (0241) 24-5209 (直通)

e - m a i l : kikaku@city.kitakata.fukushima.jp